

令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報システム管理、労使関係担当)  
( 公 印 省 略 )

医療施設動態調査に関する実施要領の改訂及び事務の処理基準について (通知)

医療施設調査 (基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査) につきましては、かねてから御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、医療法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 87 号) の施行に伴い、「医療施設調査規則の一部を改正する省令」 (令和 8 年 3 月 27 日厚生労働省令第 46 号) が公布されたことをうけ、別添「医療施設動態調査実施要領」 (以下「実施要領」という。) を改訂いたしました。

また、医療施設調査に関する事務につきましては、統計法施行令 (平成 20 年政令第 334 号) 第 4 条により法定受託事務と位置づけられ、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準 (以下「処理基準」という。) を定めることができるとされておりますが、本改訂に伴い、医療施設動態調査に関する事務の処理基準を、下記のとおりといたしますので、御了知いただきますとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市 (指定都市及び中核市を除く。) 及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、併せて貴職からよろしくお取り計らい願います。

なお、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、地方自治法第 245 条の 4 に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

本実施要領及び当該処理基準については、令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 4 月分の動態調査) から適用することとし、令和 5 年 9 月 26 日政統発 0926 第 3 号厚生労働省政策統括官 (統計・情報システム管理、労使関係担当) 名通知「医療施設動態調査に関する事務の処理基準について」は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止します。

記

医療施設動態調査実施要領 (令和 8 年 4 月改訂) 中「II 調査実施上の注意事項」、「III 調査票の入力要領」、「IV 病院報告との照合審査 (病院のみ)」、「V 調査票の送付手続き」及び「VI 報告様式の取扱い」



政府統計

# 医療施設動態調査実施要領

令和8年4月改訂



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 目 次

I	医療施設動態調査の概要	1
	医療施設動態調査票	2
II	調査実施上の注意事項	4
1	調査対象	4
2	医療法と動態調査との対照表	5
3	診療所の診療科目の変更について	6
4	整理番号の訂正	6
5	報告内容の訂正	6
6	所在地の表示の変更	6
7	「新規開設」と「廃止」が同一年月日の診療所（1日診療所）について	7
III	調査票の入力要領	8
	各調査事項の入力要領	8
IV	病院報告との照合審査（病院のみ）	20
V	調査票の送付手続き	21
VI	報告様式の取扱い	23
1	報告様式について	23
2	報告方法について	28
VII	関係法規抜粋	31
1	医療施設調査規則（昭和28年7月6日厚生省令第25号）（抄）	31
2	統計法（平成19年5月23日法律第53号）（抄）	37
3	医療法（昭和23年7月30日法律第205号）（抄）	42
4	医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号）（抄）	46
5	医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）（抄）	47
VIII	開示請求があった場合の調査票の取扱い	49